

# 基　本　方　針

紀北町社会福祉協議会において令和7年度はさらに住民がつながり合い、支え合うことのできる地域福祉を深めていきます。住み慣れた地域で障がいの有無に関わらず安心して過ごすことのできるように権利擁護の推進を行います。子供たちにも世代間交流の機会を持ち福祉を知っていただく機会を増やし福祉教育の充実を図ります。紀北町においてより少子高齢化が進んでいくことが予想されますが人材確保を行い、介護サービスの充実を図り高齢者福祉の持続可能な事業展開を行います。本会は、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしつづけることができる町づくり」の実現に向けて、地域住民や各関係団体との連携・協力のもと、地域福祉活動・介護支援活動の推進を展開していきます。また、生活に課題を抱えた方の早期発見や様々な福祉課題に対応し、生活困窮者自立支援事業、資金貸付事業、フードドライブ等による「みえ福祉の『わ』創造事業」を実施してまいります。大規模災害に備え、東紀州の地域性を再確認し東紀州災害時広域連携協議会への参加を行い、災害時BCP訓練を行い災害に対する職員の意識の向上を図ります。令和7年度は下記の重点事業を展開し、地域や事業利用者とのつながりを重視した運営を行います。

## 重　点　目　標

### 【令和7年度 重点事業】

1. 地域福祉における受け皿となるボランティアの充実
2. 地域におけるささえ合いの推進
3. 子育て支援及び福祉教育の推進、世代間での幅広い福祉の連携
4. 地域包括ケアシステムの推進と質の高い介護サービスの提供
5. 東紀州における災害時支援体制の充実

# 事業実施計画

## I 地域福祉

### 1 社協体制の整備と強化

#### (1) 組織の整備と強化及び役員会の開催

- ① 理事会 4回
- ② 評議員会 3回
- ③ 監事会 1回
- ④ 必要な委員会等の設置と定期的な開催

#### (2) 事務局の体制強化（職員資質向上）

- ① 所属長会議の充実による事業強化と連携及び各委員会の実施
- ② 介護事業等の必要な職員の確保と介護支援専門員、介護福祉士等の専門資格取得の奨励
- ③ 職員研修体制の強化・充実
  - ア. 初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加
  - イ. 安全運転講習の開催、救急講習等への参加
  - ウ. 東海北陸ブロック及び県等の研修会への参加
- ④ 情報公開に対応した文書管理と個人情報の保護
- ⑤ 衛生委員会の実施による職員の健康管理

#### (3) 災害時における安全確保体制と資機材の確保

- ① 職員災害応急体制の確立
- ② 災害時活動資機材の備蓄
- ③ 災害に対する御見舞い、日用物資の援助
- ④ 各事業所協働による災害訓練の実施及び対応マニュアルの作成
- ⑤ 災害時対策及び感染症対策におけるB C P（事業継続計画）の活用並びに訓練

#### (4) 住民参加の呼びかけ等による社協の認識向上

（住民会員制の推進と募集〔社協会費〕）

#### (5) 募金活動の推進

- ① 日本赤十字社社員増強運動 ( 5月 )
- ② 赤い羽根共同募金運動 ( 10月 )

#### (6) 福祉関係行事の開催

- ① 芸能大会の開催 ( 10月 )
- ② 社会福祉大会の開催 ( 11月 )

③ 世代間交流を目的とした行事の開催

(7) 団体との連携と協力

- ① いきいきクラブ連合会
- ② 障がい者団体連合会
- ③ 母子寡婦福祉会
- ④ ボランティア連絡協議会
- ⑤ 紀北町共同募金委員会
- ⑥ 日本赤十字社三重県支部紀北町分区

2 介護保険事業の運営・管理

- (1) 居宅介護支援事業の推進
- (2) 訪問介護事業・総合事業の推進
- (3) 通所介護事業・総合事業の推進
- (4) 介護保険請求事務

3 高齢者福祉事業

- (1) 介護予防事業（介護予防教室等）の推進
- (2) シルバー人材センター事業の推進
- (3) ひとり暮らし高齢者等配食サービスの実施
- (4) ふれあいサロン事業の推進
- (5) 日常生活用具の貸与

4 障がい者福祉

- (1) 訪問介護による居宅介護事業の推進
- (2) 通所介護による生活介護事業の推進
- (3) 地域生活支援事業の推進
- (4) 重度障がい者生活交流会の実施
- (5) 障がい者町民講座促進事業の推進
- (6) 障がい者施設・団体への協力
- (7) ふれあいパラスポーツ大会の開催
- (8) 紀北町芸術文化展の開催（農福連携マルシェ）

5 児童福祉事業

- (1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業（福祉協力校設置事業）の推進
- (2) 児童支援団体に対する協力
- (3) 福祉フェスの実施
- (4) こども食堂の実施

## 6 苦情解決事業

- (1) 苦情受付窓口の設置及び体制強化、カスタマーハラスメントへの体制強化
- (2) 第三者委員会の開催

## 7 地域福祉活動の推進

- (1) 紀北町地域福祉活動計画の推進

計画を進めるにあたって、地域福祉の主役である地域住民と社会福祉協議会や行政地縁団体、ボランティア、福祉関係者等が地域福祉の担い手となり、手を携えてこの計画を推進する。進捗状況や変更、見直し、新しい取り組み等については、地域住民や福祉関係者等から意見を聞く場を開催し、取り組みの充実を図る。

- (2) 地域福祉活動支援事業

- ① ふれあいサロン事業の推進

助成事業（ふれあいサロン助成）

- ② 子育て支援事業の推進

ア. 子育て応援イベント（Motte ico）の開催

イ. 子育てグッズのリサイクル

- (3) ボランティアセンター事業

- ① ボランティアネットワークの構築

ボランティア活動者の交流会を開催し、ボランティア同士のつながりを支援するとともに、地域づくりに向けた意見交換の場を作る。

- ② ボランティア団体の活動基盤強化

助成事業（ボランティア助成）

- ③ ボランティア活動保険の加入補助

災害助成事業（ボランティア活動保険加入助成）

- ④ ボランティア育成

ア. 災害ボランティア講座

イ. 生活支援ボランティア講座

- ⑤ 災害ボランティアセンターの基盤強化

ア. 災害ボランティアセンター設置運営訓練

災害ボランティアセンターの設置運営に関する訓練を行い、職員のスキルアップや町民と協働した運営体制の構築、見直しを行う。

イ. 災害ボランティアセンター関係者会議

災害ボランティアセンター機能の充実に向け、現在の課題やこれから取り組みについて意見交換する場を作る。

- ⑥ 小学生・中学生によるボランティア活動の推進

助成事業（ボランティア活動普及助成）

(4) 生活支援体制整備事業（ささえ合いの地域づくり）

① 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置

- ア. 地域の社会資源調査
- イ. 地域課題の抽出・分析
- ウ. 地域活動の促進・コーディネート

② ネットワークの構築

- ア. 地域住民や関係機関、関係事業との連携・協働
- イ. 紀北管内、他市町との情報共有・連携

③ 地域資源の見える化及び啓発活動（「ささえ愛便り」の発行）

- ア. 地域支え合い推進員の活動の紹介
- イ. 地域資源の情報提供

④ 社会資源の開発

- ア. 今ある社会資源の活用方法の模索
- イ. 担い手の養成「ささえ合い講座」の実施
- ウ. 担い手の受け皿「みらい塾」の実施

⑤ 地域における協議体の整備

- ア. 第2層協議体の創設に向けて、「みらい塾サポート会（仮称）」の実施
- イ. 「ささえ合い座談会」の実施をきっかけに住民同士の話し合いの場の創設

(5) 援護事業

① 災害時の義援金募集

② 災害時援護事業

(6) 広報啓発事業

① 広報紙「福祉きほく」の発行 年1回（10月）

② ホームページのリニューアル（スマートフォン対応化）

③ ホームページ・SNSでの情報発信

## II 生活支援

### [基本方針]

専門的かつ総合的視点から『相談援助』および『(緊急的な)生活支援』の個別援助を行うとともに、他の係や機関と連携して、問題の早期発見や様々な福祉課題を地域で解決できる『福祉のまちづくり』を進める。

### [重点目標]

1. 生活に課題を抱えた方の早期発見、早期解決に向けて、関係機関とのネットワークを強化し、周知啓発に努める。
2. 他の関係機関と連携して、課題解決のための仕組みづくり、資源開発を進める。

### [事業方針]

#### 1. 生活相談事業

町民の困りごと・心配ごとに対し、ワンストップ窓口として受け、行政機関や地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター結、また場合によっては弁護士、司法書士等法律家と連携し、解決に向け対応していく。

#### 2. 生活困窮者事業

##### (1) 生活困窮者自立支援事業

###### ① 自立相談支援

生活に困窮している方が、その困窮状態を脱却するため、寄り添いながら専門的、計画的に支援を進めていく。

###### ② 家計改善支援

生活に困窮し、その問題が家計管理にある方の場合、家計の「見える化」を図り、計画的な家計プランを一緒に考え、経済的自立を支援する。

##### (2) 生活資金貸付

###### ① 生活福祉資金貸付相談

三重県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業を活用して、低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して経済的自立や安定した生活を送るための相談支援を行う。

###### ② 緊急貸付事業

緊急かつ一時的に窮迫した生活状況に陥った世帯に対し少額の貸付を行い、最低限度の生活を維持するとともに生活再建を支援する。

###### ③ 借受人等関係者に対する訪問活動の強化

貸付後の課題や問題をいち早く発見すること、債権の回収を円滑に進めることを目的として、借受人等を定期的に訪問・面会する活動を強化する。

### (3) 緊急生活支援

#### ① 緊急食料等支援事業

一時的な困窮状態などで、緊急的に食料等の支援が必要な方を対象として現物支給などで短期間の食料等支援を行う。

#### ② 生活困窮者支援緊急食糧提供事業

生活困窮者世帯に対して、NPO法人セカンドハーベスト名古屋が実施する事業を活用し、当面の食に困窮する方に対して食糧提供を行う。

#### ③ フードドライブ

家庭にある「もったいない食品」をご寄付頂き、生活に困っている家庭や福祉団体へお届けする。

### 3. ひきこもり支援推進事業

ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族への相談支援及び訪問支援を行う。

### 4. 権利擁護事業

個人の尊厳の保持、自立支援という基本理念のもと、個人の権利擁護に基づいた支援を実施する。

#### (1) 日常生活自立支援事業（きほく日常生活自立支援センター）

##### ① 利用者支援の実施

ア. 信頼関係の構築とプライバシー保護

イ. 聞き取り調査による状況把握

ウ. 利用者本位に基づいたサービス計画の立案・修正と適切な支援

エ. 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施

##### ② 新規・困難ケースへの迅速な対応

##### ③ 他機関との連携

行政、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター結、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等との連携を強化する。

##### ④ 専門員・生活支援員の資質向上

よりよい支援の為、相談援助技術など資質向上に向けた研修を開催する。

##### ⑤ 契約締結審査会への出席

##### ⑥ 日常生活自立支援事業の啓発

関係機関や地域住民に対して事業の周知啓発に努める。

#### (2) 後見支援事業

##### ① 後見サポート事業

ア. 成年後見制度の利用及び申立てに関する相談・支援

イ. 成年後見制度に関する研修会等への参加

### III 高齢者支援

#### **地域包括支援センター**

##### [基本方針]

地域で暮らし続けるためにつながり、支え合いのある紀北町を目指す。

##### [重点目標]

認知症の人との共存社会の実現に向け、認知症の人に対して、早期診断・早期ケアに向けた支援体制の構築を行い、地域住民の認知症理解が促進し支え合う仕組みをつくる

##### [事業方針]

###### 1. 包括的支援事業

###### (1) 総合相談支援

###### ① 総合相談窓口の設置

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど専門職がチームとして連携し、高齢者及び家族が抱える課題に対して包括的な相談援助を行う。

###### ② 地域包括支援センターの周知・啓発

###### ③ 民生委員との情報・意見交換

###### (2) 権利擁護

地域において、尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護のための必要な支援を行う。

###### ① 認知症高齢者に対する支援

認知症高齢者見守り連絡票の作成・支援を行い、警察等への情報提供を行う。

###### ② 高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法に則り、町担当課と連携し虐待の解消に向けた支援を行う。

###### ③ 消費者被害防止に関する取り組み

警察からの情報提供について、ケアマネジャー等関係機関への情報共有を行う。

相談対応、各種制度やサービス等への活動支援を行う。

###### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域において、他職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援していくケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

###### ①介護支援専門員に対する個別支援

ケアマネジャーが困難事例等を解決するために適宜支援を行います。

###### ②会議・研修会の開催

#### (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

##### (5) 社会保障充実分

社会保障充実分として、関係機関との連携を行いながら新事業について円滑に行っていく。

###### ① 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護連携支援センターとの連携を深め、在宅での医療と介護の連携を図る。

###### ② 認知症施策の推進

###### ア 認知症初期集中支援チームの運営

認知症が疑われる人や認知症の人及びそのご家族を訪問し、必要な医療・介護の導入やご家族への支援など初期の支援を包括的集中的に行い、自立生活をサポートしていく。

###### イ 認知症地域支援推進員の設置

認知症になっても住み慣れた地域で生活することができるよう、認知症の人及びその家族への効果的な支援体制やネットワークの構築を図る。認知症ハンドブックの配布。

###### ウ 認知症サポーター活動促進地域づくり推進事業

- ・ステップアップ講座の実施
- ・地域におけるチームオレンジの展開

###### ③ 生活支援体制整備事業への協力

第1層協議体のコアメンバーとして参加し、地域ニーズに即した生活支援体制整備を行う。

###### ④ 地域ケア会議の開催（社会保障充実分）（年4回）

個別困難事例ケースの検討や、地域課題について関係機関と協議を行います。

## 2. 任意事業

### （1）介護給付費等適正化事業

ケアプランの内容を介護支援専門員とともに検証確認しながら、気づきを促し支援の質の向上を目指す。

### （2）家族介護支援

### （3）福祉用具・住宅改修支援

### （4）認知症サポーター等養成事業

## 3. その他

### （1）各種会議・研修会への参加

地域包括支援センター職員研修、各専門職種研修会等

### （2）BCP（事業継続計画）の活用・訓練の実施

感染症対策及び災害時対策におけるBCP（事業継続計画）の活用・訓練の実施

## IV 介護保険事業

### **居宅介護支援事業所**

#### [基本方針]

介護保険の理念に基づき可能な限り住み慣れた居宅で生活できるよう、利用者の自立支援及び状態悪化の防止を促進するために計画的、総合的な支援を行う。

#### [重点目標]

利用者から選択される事業所を目指し、新規利用者の確保に努める。また専門職として資質向上を念頭に置いた各種研修会の参加を積極的に行い、職員のスキルを高める。

#### [事業方針]

1. 管理者を中心とした組織づくりでスムーズな事業運営を行う
  - (1) 利用の申し込みに係る調整
  - (2) 業務の実施状況の把握
  - (3) 効率的、有効的な業務伝達及び業務管理の一元化
  - (4) 感染症対策及び災害時対策におけるB C P（事業継続計画）の活用
  - (5) 高齢者虐待防止対策の徹底（虐待防止委員会、身体拘束防止委員会）
  - (6) 法令遵守の推進
2. 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する
  - (1) 居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画の作成
  - (2) 利用者、サービス事業所との連絡調整
  - (3) サービス担当者会議の開催
  - (4) 実施状況の把握
  - (5) 他職種との連携
3. 医療機関との連絡、連携  
入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う。
4. ケアプラン点検事業への参加
5. 介護支援専門員実務研修実習生受入れ事業
6. ケアマネジメントの質の向上を図る
  - (1) 基本スキルの再確認を行う。
  - (2) 日常業務の個々の機会を通して、職員相互間で切磋琢磨する。
  - (3) 常に最新の情報を取得するための研修に、積極的に参加する。
  - (4) 居宅介護支援事業所連絡会や、対人援助技術に関する研修など外部研修に参加し個々の職員のスキルを高める。

## **訪問介護事業所**

### [基本方針]

介護保険サービス、障害福祉サービス等利用者的心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活や社会生活を安心して、営むことができるよう、介護等の生活全般の援助を行う。

### [重点目標]

1. 安心・安全のサービス提供体制
  - (1) 職員体制の確立  
登録ヘルパーの確保に努める。
  - (2) 職員の熱中症対策
    - ① 経口補水液や熱中症対策品の準備と配布
    - ② 利用者向け文書配布による対策しやすい環境づくり
  - (3) 職員の新型コロナウイルス等感染症対策（新しい生活様式）
    - ① マスクの着用・手袋・消毒・防護服などの配布
    - ② 感染症に対する職員の意識向上
  - (4) 感染症対策及び災害時対策のB C P（事業継続計画）の活用及び訓練
  - (5) 高齢者及び障がい者虐待防止対策の徹底、身体拘束防止等の適切な取り扱いを図る。（虐待防止委員会、身体拘束防止委員会）
  - (6) 法令遵守の推進

### [事業方針]

1. 訪問介護・障害福祉サービス事業
  - (1) 管理者を中心とし、法令を遵守した上で業務の効率化に努める
    - ① 従業者及び業務の管理を一元的に行う。
    - ② 従業者に必要な業務伝達を行う。
  - (2) サービス提供責任者を中心としたチーム運営を効果的に行う
    - ① サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。
    - ② 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。
    - ③ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
    - ④ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を隨時把握・共有する。
    - ⑤ 訪問介護員の能力や意見を踏まえ、有効かつ効果的な業務管理を行う。
    - ⑥ ヒヤリハットを活用し、事故防止に努める。
  - (3) 利用者・家族のニーズを尊重した訪問介護計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う
    - ① サービス提供にあたって情報の共有、留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたヘルパーミーティングを定期的に開催する。
    - ② 研修等を通じて、質の高いサービス能力を身に付ける。
    - ③ 利用者、訪問介護員双方に最適な介護方法を常に求めて研究する姿勢を持つ。
    - ④ 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

## 2. 保険外サービス事業

利用者にとって必要であるが、介護保険、障害福祉サービスとしては提供できない支援を「保険外サービス」として提供する。本人の自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

## 3. 福祉有償運送事業（移送サービス）

公共交通機関の確保が出来ないと認められる場合に、高齢者や障がい者など身体的・精神的に不自由さを抱えている方に対して、移送手段の提供を担う。

- (1) 運行管理者を中心とした、安全運転者講習による運転技術の向上
- (2) 安全な運転のための確認等及び乗務記録・車輛管理

## **通所介護事業所**

### [基本方針]

利用者がいつまでも住み慣れた我が町・我が地域で、できるだけ長く住み続けていただけることを目的に、安心・安全なデイサービスセンターの提供を行います。また、地域の高齢者や障がいを持たれた方が、いつまでも元気に生活できることを願い、地域に信頼される事業所づくりを行います。

### **【概要】**

利用定員：1日 26人（障がい者総合支援法に基づく共生型生活介護含む）

サービス内容：送迎、健康チェック、入浴、レクリエーション活動、食事提供  
機能訓練

年間行事等：花見・夏祭り、ミニ運動会、クリスマス会、初詣、節分行事  
避難訓練、実習生・ボランティアの受入

### [重点目標]

介護保険サービスの通所介護（デイサービス）及び、障害者総合支援法に基づく共生型生活介護（障がい者デイサービス）を事業の中心として実施し、法令遵守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自立支援、生活の質の向上などに取り組むとともに職員のスキルアップにも努めていく。また、地域の高齢者・障がい者がいつまでも元気に生活ができるよう支援を行う。

### [事業方針]

#### 1. 個別ケアの実践

機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。また、送迎、入浴、食事、排泄行為などについては利用者の心身の状態に応じて支援する。

#### 2. 質の高いサービスの提供

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。

#### 3. 職員の資質向上

- (1) 利用者の都合を第一に考え、安心安全な業務を遂行する。
- (2) 利用者の思いに気づき、介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者に寄り添う介護を実践する。
- (3) 利用者の状態やサービスの質について職員間で意見を出し合い、全員が共有できる体制づくりを構築し、職員間で助け合いながら、問題解決に取り組みサービスに努める。
- (4) 職員が働きやすい職場環境を展開していく。
- (5) 毎月、全体研修を行い、職員の資質向上に努める。
- (6) 個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。
- (7) 高齢者及び障がい者虐待防止対策の徹底、身体拘束防止の適切な取り扱いを図る。

(虐待防止委員会、身体拘束防止委員会)

- (8) 法令遵守の推進を行う。

#### 4. 利用者及び家族、関係機関との連携

利用者的心身の状態については家族をはじめ、主治医や介護支援専門員など関係者と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握し、サービスの向上につなげる。

#### 5. 迅速かつ適切な緊急・災害時対応

- (1) 事故が発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- (2) 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- (3) 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し状況によっては、救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- (4) 当センターおよび近隣で火災が発生した場合は、防火管理者の指示に従い利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- (5) 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、紀北町災害対策本部と連携し、二次災害の防止に努める。
- (6) 消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。
- (7) 感染症対策及び災害時対策のB C P（事業継続計画）の活用及び訓練

#### 6. 適切な苦情対応

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上で、大切な提言であると捉え誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、検討のうえ改善策を講じる。

#### 7. 衛生管理

- (1) 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を行い、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- (2) 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年1回の健康診断を受診する。